Title	魏書成立期の政局
Sub Title	The political situation of the early years of the Northern Chi (北齊)
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.34, No.3/4 (1962. 3) ,p.51(305)- 68(322)
JaLC DOI	
Abstract	The Eastern Wei (東魏) dynasty was ruled by the military officers of the Hsien-pi (鮮卑) tribe, led by Kao Huan (高歡) who had won a battle at the end of the Northern Wei (北魏) dynasty and supported the puppet emperor of the Wei. When Kao Cho'ng (高澄), son of Kao Huan's, got to rise to a high rank, and made peace with the Liang (梁) after the war, the political situation of the dynasty entred on its new phase. Under the young emperor Kao Cho'ng, advised by Tsui Hsien (崔暹), member of a noble family in Po-ting (博陵), Chinese noblemen were picked out to go on a goodwill mission to the Liang. This mission was rewarded with good fruits. The Hsien-pi tribe wielded much power during Kao Huan's lifetime, while Chinese influence had begun to reassert itself by supporting two brothers, Kao Ch'eng and Kao Yang (高洋). As soon as his sons came into power after Kao Huan's death, Chinese aristocrats took the chance of making their sons succeed to the throne one after another, and at last they succeeded in establishing a new dynasty of Northern Chi (北斎) in A. D. 550. They tried to take the helm of new dynasty, expelling the military officers of the Hsien-pi tribe from the court. As one of the policies of the new goverment the Weishu (魏書) was compiled in 554 by one of hese officials named Wai Shou (魏收) under the patronage of emperor Wen-hsuan (文宣帝). The close examination on the circumstances of the formation of the Wei-shu and the construciton of the Biographies (魏書列傳) will throw some light on the political situation of the early years of the Northern Chi dynasty.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19620300- 0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

魏書成立期の政局
六朝時代の史學は、經學から獨立したところにその大きな特色をもつ。そして、政治との關係がすこぶる密接であり
ながら、内容としては、貴族化し、文藝化する傾向にあつた。修史が、頻繁な王朝の交代にともなつて、君主の大業の
ひとつとして政治的に尊重され、かつ、門閥貴族の社會が栄えて列傳に家門の關心が深まり、また、そこで、文學のう
えでも大いに尊重されたからである。
それが、北朝では、北人の君主と漢人貴族の史官とのあいだに、さらに 特殊な 關係を生 ぜし めた。崔浩誅死の事件
が、一面ではここに考えられようし、北魏一代の修史が十數回におよんだことも、その結果であろう。
魏書の成立は、北齊の天保五年(五五四)である。撰者の魏收は、創設まもない新政府の中書令の任にあり、世に三
才のひとりと稱されていた。しかも、魏書の編纂にあたつては、文宣帝の信任が厚く、ひとたび完成するや、その書は
世論のはげしい非難をあびた。それは、魏書が、この時代の史學の傾向をもつとも顯著に帶びていたことによろう。
したがつて、魏書は、史通以來、あるいはその成立のときから、するどく批判されてきたし、また、いくたの研究を
魏書成立期の政局 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

.

史 學 第三十四卷 第三・四號	(三〇六) 五二
うながしてもきた。そして、ここに、魏書成立期の政局を檢討しようとするのも、	る、そのゆえにほかならない。
魏書が成立するまでの經緯、引きつづいてのいわゆる穢史の事件などについては、すでにくわしく論ぜられているの	、ては、すでにくわしく論ぜられているの
で、ここでは、後述のために必要なつぎの事實を、おもに北史卷五十六の魏收傳から確認しておきたい。	4傳から確認しておきたい。
一、魏書撰集の詔勅がくだつた天保二年(五五一)は、新政府成立の翌年、	つまり北齊建國の第二年である。
二、撰者には魏收が任ぜられた。魏收は、その禪譲革命の九錫文の起草者で	-
三、魏收には、文宣帝から二つの重大な保證が與えられた。	
除魏尹。故優以祿力、專在史閣、不知郡事。	
初、帝、令羣臣各言志、收曰、「臣、願得直筆。」帝、敕收曰、「好	zi直筆、我、終不作魏太武誅史官。」
と魏收傳にあるように、經濟的保證と直筆の保證とである。	•
四、天保五年十一月までの三年餘のあいだに、一代の大典全百三十卷を、ほぼ、ひとり魏收が執筆した。魏收が引い	はぼ、ひとり魏收が執筆した。魏收が引い
た史官は、ほとんど無能であつて、むしろ、左道をもつて進を求めたり、	氏族を暗悉していたり、という特技が用
いられたもののようである。	
五、いわゆる穢史の事件の論點は家門のことにあり、その抵抗は生命を賭す	っるまでのものであつた。魏書は、成立と
同時に世論のはげしい非難をあび、訴えでたものは百餘人に及んだ。その	の申したては、
云遺其家世職位、或云其家不見記錄、或云妄有非毁。	·

あろう。
貴族性とがうかがわれよう、後者については、つぎに列傳の形式を檢討することによつて、さらに明瞭に看取されるで
の强力な關係と、魏書にたいする論議の焦點が、個人とその屬する家門とにあること、すなわち、魏書のもつ政治性と
このような經過から、文宣帝の確固たる魏收擁護の態度、いいかえれば、楊愔、魏改ら文宣帝を擁立する漢人官僚と
に含まれることになつた。
盧斐は、引きあいに博陵の崔綽の傳をだしたが、盧同傳が獨立するかわりに、崔綽傳はとりけされて、子の鑒の傳
八、この改訂の内容が、單に盧、李、王氏らの主張を容れただけでなく、崔綽、揚播などにも及んでいることである。
の一派に移行して、改訂となり、魏收もそれに従うのである。
けるにはいたらなかつた。それが、文宣帝の死去とその擁立者の楊愔らの誅滅とによつて、政權が孝昭帝、武成帝
な處置には、さすがに世論も沸騰し、魏書を穢史と呼んだ。ために、その施行はとりやめられたが、內容に手をつ
七、改訂は、文宣帝の在世中には行われず、その死後、孝昭帝、あるいは武成帝の命令で行われた。文宣帝の彈壓的
直接に應對し、そのはげしい誹謗をおさえて、ついに甲坊に送り、獄死せしめるほどであつた。
六、これらのはげしい抗議にたいして、文宣帝は、あくまでも魏收を庇護しつづけた。文宣帝は、盧斐、李庶らには
題である。
というもので、とくにその中心は、盧斐、李庶、王松年の主張にみられるように、諸家の筆頭者や本貫の認定の問

魏書成立期の政局

*

(三〇七)

五三

に家門、および個人の逸話をつとめて拾い、かつ、政治的業蹟と無關係に一門の人名と官名とを羅列して、一面においこのように、魏書の列傳は、功臣の政治的事蹟を記錄して、本紀と密接な關係をもつものから、それと同時に、とく前後七、八世にわたつて、平均して十二・七人に及ぶ。	心に述べながら、魏代を通じての一門の名を網羅しようとするからである。したがつて、一傳は、漢人の場合、ほぼ、ない形式というべきである。たとえば、卷五十六の滎陽の鄭羲の傳のごときは、七十二人にも達する。鄭羲の事蹟を中それにもまして、一傳の收錄人員の多いことは、魏書の傳統を受けつぎ、さらに長期にわたる南北史を除いて、類例の一氏の傳があることになる。それは、原則的には、一家一傳ということであろう。	傳を除いて、二百十一氏が數えられる。そのうち、あきらかに同族であつて傳が分散しているのは、八氏、二十三人についで、この列傳は、百七十一家以上もの家譜を收めていることである。魏書目錄からは、儒林、文苑などの特別なての要素である。 まず、その卷數の多いことである。九十二卷というのは、六朝以前の正史では、史記の世家、晉書の載記などを考慮しても、異例であろう。 れず摘していることであるが、すこぶる特色をもつている。そして、そこにもつとも顯著にみられるものが、家譜としが指摘していることであるが、すこぶる特色をもつている。そして、そこにもつとも顯著にみられるものが、家譜としが指摘していることであるが、すでに趙翼など	・ 史 學 第三十四卷 第三・四號
係に一門の人名と官名とを羅列して、一面におい密接な關係をもつものから、それと同時に、とく	ようとするからである。したがつて、一傳は、漢人の場合、ほぼ、滎陽の鄭羲の傳のごときは、七十二人にも達する。鄭羲の事蹟を中魏書の傳統を受けつぎ、さらに長期にわたる南北史を除いて、類例の一家一傳ということであろう。	そのうち、あきらかに同族であつて傳が分散しているのは、八氏、二十三人に、十二卷というのは、六朝以前の正史では、史記の世家、晉書の載記などを考慮、十二卷というのは、六朝以前の正史では、史記の世家、晉書の載記などを考慮、魏書列傳の形式とその家譜の要素である。魏書列傳の形式は、すでに趙翼など	(三〇八) 五四

(三〇九) 五五	魏書成立期の政局
氏に限らない。魏收が辨明したように、中原の爭亂を逃れて移住	このような問題、とくに本貫の問題は、王、李の兩氏に限らない。
らとしないのである。	頓丘李氏を、成立して百年の新興のものとして認めようとしないのである。
かばに北魏に徙つて、文成帝に皇后をだし、頓丘公に封ぜられた。しかし。魏收は、北魏、北齊にあるために主張する	かばに北魏に徙つて、文成帝に皇后をだし、頓丘公に
また、李庶は、その本貫を、梁國蒙縣、と書かれたのが不服であつた。李氏は、南宋のころ蒙に居住し、五世紀のな	また、李庶は、その本貫を、梁國蒙縣、と書かれた
王松年は、その高祖の王慧龍傳について、太原王氏の直系たるを唱えたが、魏改は、これを自稱にすぎないと退けた。	王松年は、その高祖の王慧龍傳について、太原王氏
っのである。	李庶や王松年の訴えは、その本貫の認定を求めたものである。
	認められなかつたからであろう。
1列傳の編纂方針をくずしてまで、獨立させるに値いするものとは	の事蹟が、一家について二傳をつくらないという魏書列傳の編纂方針をくずし
盧斐は、父の盧同の傳を卷四十七盧玄傳から獨立させよ、と要求した。魏收がこれを吞もうとしなかつたのは、盧同	盧斐は、父の盧同の傳を卷四十七盧玄傳から獨立さ
	うである。
てみると、寶は、このような列傳の家譜としての問題にかかるよ	さて、魏書成立のさいの論議は、その論點を檢討してみると、實は、このよ
	2
	9
	と、その事實と意圖のあるところを表明している。
(技派。(北史魏收傳)	往因中原喪亂、人士譜牒、遺逸略盡。是以具書其技派。
と、楊愔の問にたいして、	この魏書列傳の家譜の要素については、魏收みずから、楊愔の問にたいして
である。	て、家譜として、本紀からの獨立的要素を濃くするのである。

史 學 第三十四卷 第三・四號	(三一〇) 五六
したものがあいつぎ、本貫の地と現住地が混亂したから、魏始	魏收がこれをみずからの見解で整理しようとしたことは、列
傳の隨所にみられる。これらの諸例を比較してみると、いろいろに矛盾した場	うた矛盾した場合があつて、一定の規準は認められず、
魏收の本貫の概念を規定することは、なお不能であるが、一應	一應の傾向は、つぎの勃海高氏をめぐる數例にうかがわれよ
5 °	
①高湖、字大淵、渤海蓚人也。漢太傳哀之後。(卷三十二)	
②高允、字伯恭、勃海人也。祖泰、在叔父湖傳。(神甕)	39)四年、與盧玄等、俱被徵拜中書博士、遷侍郞。(卷四
十八)	
③高祐、字子集、小名次奴、勃海人也。司空允從祖弟也。	也。(卷五十八)
④高崇、字積善、勃海蓨人、四世祖撫、晉永嘉中、與兄顧、避難奔於高麗	避難奔於高麗、父潜、顯祖初歸國。(卷七十七)
とあるのは、いずれも同族であつて、それぞれ、北魏創業期、盛期、末期の代	盛期、末期の代表的な功臣として、それに、太武帝神甕
四年(四三一)の中書博士任用の四氏の一として、特に獨立しているのは、	しているのは、一家一傳の原則の明らかな例外である。こ
のうち、高湖傳に北齊王室が附會されていることは、周知のとおりである。	とおりである。
この高崇は、僑居して舊地に戻つているが、	
⑤高聦、字僧智、本渤海蓨人。曾祖軌、隨慕容德、徙靑州、因居北海之劇縣	因居北海之劇縣。父法昻、劉駿車騎將軍王玄謨甥也。少
隨玄謨。(聦)徙入平城、與蔣少遊、為雲中兵戶、窘困無所不至。族	君困無所不至。族祖允、視之若孫、大加賙給。(卷六十八)
のように、おなじく一族ながら、移徙したために本貫をとりけされたものもい	りされたものもいる。また
⑥高道惗、字文欣、遼東新昌人也。父玄起、武邑太守、遂居勃海蓨縣。	遂居勃海蓨縣。

										_								
魏書成立期の政局	られたことも、同様に指摘される。	つものは、高氏のほかに、淸河崔、博陵崔、趙郡李、廣平宋の諸氏であり、改定の結果、范陽盧、頓丘李の兩氏が加え	崔綽を引きあいにだしているし、王松年の主張にたいしては、のちに弘農の楊愔の祖先が相殺された。一家で數傳をも	ばならなかつた當時において、魏收の態度として、きわめて重要な問題を含んでいると理解されよう。盧斐は、博陵の	外のようなその目的のための偏向が强くみられることは、李庶が頓丘の地望を獲得するために、生命を代償としなけれ	このように、魏收の基本的態度は、特定の門地の尊重のためには、かなり嚴格である。そして、一家一傳の原則の例	の本籍地尊重の立場が、孝文帝のそれよりも、もうひとつ嚴格というべきであろう。	氏の不信もそうであるし、滎陽鄭氏もさして重んじていないようである。また、河東薜氏を否定していることも、魏收	このことに關連して、孝文帝の姓族分明に對する魏收の異論に注目しておきたい。その四姓についていえば、太原王	していることとあわせて、記憶さるべきである。	漢人の門地と明瞭に區別したものであろう。これらのことは、卷百十三の官氏志が、北人の姓族にかぎつて明瞭に分定	に伴つて、孝文帝が、代入の南遷したものを河南洛陽人としたことを、個々の場合には採用していないことでもある。	一方、北人の場合は明確である。北魏に歸順した異民族の王室を除くと、すべて代人なのである。これは、洛陽遷都	明示された例である。	とある二人については、勃海高氏にあらずして、爭亂に乘じてそれを自稱することを固く拒まれ、しかも、そのことを	入國。(卷八十三外戚下)	⑦高肇、字首文、文昭皇太后之兄也。自云、本勃海蓨人、五世祖顧、晉永嘉中、避亂入高麗、父颺、字法修、高祖初	

中なわち、高歡に協力したのは、斛津金、車伙干、婁招、没榮ら北人武将と、高訖、昂兄弟ら漢人豪族であつた。中の勢力が優位を占めた。 (42)の勢力を握り、その配下の高歡がかれに代つて東魏を支配したので、東魏(五三四~五五〇)では、北人、とくに武官なが勢力を握り、その配下の高歡がかれに代つて東魏を支配したので、東魏(五三四~五五〇)では、北人、とくに武官が魏力を握り、その配下の高歡がかれに代つて東魏を支配したので、東魏(五三四~五五〇)では、北人、とくに武官が魏力を握り、その配下の高歡がかれに代つて東魏を支配したので、東魏(五三四~五五〇)では、北人、とくに武官が勢力を握り、その配下の高歡がかれに代つて東魏を支配したので、東魏(五三四~五五〇)では、北人、とくに武官が勢力を握り、その配下の高歡がかれに代つて東魏を支配したので、東魏(五三四~五五〇)では、北人、とくに武官が勢力を握り、その配下の高歡がかれに代つて東魏を支配したのぞ、東魏(五三四~五五〇)では、北人、とくに武官が勢力を握り、その配下の高歡がかれに代つて東魏を支配したので、東魏(五三四~五五〇)では、北人、とくに武官	■数に協力したのは、斛津金、車伙干、婁昭、没榮ら北人武将とっいては、古來、魏收が愛憎をもつて褒貶をなした、と評されたったといつて非難されたものは、魏收と親しかつたのはもとよったといつて非難されたものは、魏收と親しかつたのはもとよったといつて非難されたのも、このような家譜の整理が北人ほど的の漢人から誹謗されたのも、このような家譜の整理が北人ほど的つて强行したからにほかならない。

魏書成立期の政局 (三一三) 五九	Ŧŀł
高澄は、すでに孝靜帝の妹の馮翊長公主に尙していたが、天平元年(五三四)、年十四 にして 大行臺、幷州刺史とな	高澄
tが、これを大いにうながすことになつたとみられる。	事件が、
高歡の世子の澄の側に展開されてくるのである。そして、南北朝通好の開始、崔暹の高澄補佐、高愼の叛の三つの	に、高
た。すなわち、高歡のもとにあつては、このような魏書の成立する情勢は期待できない。それは、しかしこのあいだ	った。
高歡は、高乾、あるいは陽休之、杜弼ら漢人のすすめはあつたものの、孝靜帝の禪を受けるような事態にはなお遠か	高歡
と辯じたのは、周知のとおりである。	と辯じ
我、若急作法網、不相饒借、恐督將盡投黑獺、士子悉奔蕭衍。則人物流散、何以為國。(北吏卷五十五 杜弼傳)	我
いに改めなかつたという。したがつて、杜弼らが、その淨化を唱え、勳貴の彈劾を提案しても、高歡はこれをたしなめ、	ついた
たるを自稱し、漢人に保護もあたえたが、北人の非法専恣を默視せざるをえず、孫騰のごときは、しばしば譴責されて、	たるを
孫騰は四貴と稱せられて、その中心であつた。高歡は、この統禦にあたつて、一方で漢人豪族の力を利用すべく、漢人	孫騰は
兩魏は絶えず兵を出して抗戰したから、これら高歡の勳臣の橫暴がはなはだしく、とくに、高岳、高隆之、司馬子如、	兩魏
孝靜帝をたて、東魏の實權者となつたのである。	て、孝
の地步は、ここに固められたのであり、あけて永熙二年(五三三)、爾朱兆を殺し、翌年、孝武帝を宇文泰の長安に追つ	の地步
右に朝夕して軍國を參知せしめ、さらに、南陽王寶炬をしりぞけてその鎭兵と罵る高隆之を、驃騎大將軍とした。高歡	右に朝
り 侍中、開府儀同三司を加え、爾朱世隆のために南岐州に遠ざけられていた司馬子如を招いて、大行臺尚書とし、左	から侍中、
	≤`) Ê

史 學 第三十四卷 第三・四號 (三一四) 六〇	
り、さらに望んで尚書令として、朝政に關與することになつた。また、領軍、左右京畿大都督を加えられ、軍國の籌策	の籌策
はみなこれに預つて	
時人、雖聞器識、猶以少年、期之、而機略嚴命、事無凝滯。於是、朝野振肅。(北史卷六(文襄紀)	
という。この少年を補佐し、絕對的な信任をえたのは、幷州の別駕として認められていた博陵の崔暹であつた。	
天平三年(五三六)秋、梁が大擧して攻めきたり、東魏も侯景らが應戰して、十二月、兩國に講和が成立した。そし	そし
て翌年六月、頓丘の李諧を正使とし、范陽の盧元明、上黨の李業興を副使とした東魏の使節が、建康を訪うた。	
一行の應待は流るるがごとく、梁の武帝をも驚嘆せしめたが、以來、南北は好みを通じ、俊乂をもつてあいほこり、	こり、
命を銜み客に接するには必ず一時の選を盡くし、才地のないものはこれに預れない。したがつて、漢人貴族の子弟は、	 お は 、
梁の使節が鄴に來ると、盛飾してあつまりみ、禮贈優渥に 館門は市を なした。そして、これにも つとも深い 關心を示	心を示
し、東魏が一言、勝を制するごとに手を打つて喜んだのが、所管の大臣たる若い高澄であつた。	
そこで、高澄は、翌元象元年(五三八)、吏部尙書に進むとともに、通好使のための施策を構じた。北齊書卷三文裏紀	文裏紀
文襄、乃釐改前式、銓擢唯在得人。又沙汰尚書郞、妙選人地、以充之。至於才名之士、咸被薦擢、假有未居顯位者、	位者、
皆致之門下、以為賓客。每山園游燕、必見召攜、執射賦詩、又盡其長、以爲娛適。	
とあるのがそれである。北魏孝文帝代の崔亮の年勞の制を發し、ひろく漢人貴族を登用して、洗鍊された使節の養成を	養成を
はかるものである。この急務のために、年勞の制、すなわち停年格を廢止し、官位を問わないのは、東魏の政情をもの	をもの

遊道は、高澄の絶對的な信任と漢人抬頭の情勢を背景に、權豪を糾彈して、すこしも縦捨するところがなかつた。尙書時なわち、高澄を大將軍とし、中書監を領せしめて、門下の機事をここに移すのである。その指示を受けた崔暹、宋四年七月以來熾烈となつた西魏との對戰に、總力をあげていた。九月には柔然が西魏に連合し、ついに十月、東魏は、平四年七月以來熾烈となつた西魏との對戰に、總力をあげていた。九月には柔然が西魏に連合し、ついに十月、東魏は、不四年七月以來熾烈となつた西魏との對戰に、總力をあげていた。九月には柔然が西魏に連合し、ついに十月、東魏は、不四年七月以來熾烈となった西魏との對戰に、總力をあげていた。九月には柔然が西魏に連合し、ついに十月、東魏は、
すなわち、高澄を大將軍とし、中書監を領せしめて、門下の機事をここに移すのである。その指示を受けた崔暹、宋子如らが、朝政を委ねられて專恣驕貪を極めたから、高歡もついにその權勢をそぐよう考慮せざるをえなくなつた。苑の役に大敗し、翌元象元年八月には邙山に戰つて、高昻、竇泰という名將を失つた。國內の秩序も亂れ、とくに司四年七月以來熾烈となつた西魏との對戰に、總力をあげていた。九月には柔然が西魏に連合し、ついに十月、東魏は、四年七月以來熾烈となつた西魏との對戰に、總力をあげていた。九月には柔然が西魏に連合し、ついに十月、東魏は、江修吏の命を受けた
子如らが、朝政を委ねられて専恣驕貪を極めたから、高歡もついにその權勢をそぐよう考慮せざるをえなくなつた。苑の役に大敗し、翌元象元年八月には邙山に戰つて、高昻、竇泰という名將を失つた。國內の秩序も亂れ、とくに司四年七月以來熾烈となつた西魏との對戰に、總力をあげていた。九月には柔然が西魏に連合し、ついに十月、東魏は、高澄を中心として、漢人がこのように進出する反面、高歡配下の北人武將は、梁を邀擊したあと、引きつづいて、天たひ修史の命を受けた
苑の役に大敗し、翌元象元年八月には邙山に戰つて、高昻、竇泰という名將を失つた。國內の秩序も亂れ、とくに司四年七月以來熾烈となつた西魏との對戰に、總力をあげていた。九月には柔然が西魏に連合し、ついに十月、東魏は、高澄を中心として、漢人がこのように進出する反面、高歡配下の北人武將は、梁を邀擊したあと、引きつづいて、天たひ修史の命を受けた
四年七月以來熾烈となつた西魏との對戰に、總力をあげていた。九月には柔然が西魏に連合し、ついに十月、東魏は、高澄を中心として、漢人がこのように進出する反面、高歡配下の北人武將は、梁を邀撃したあと、引きつづいて、 天たひ修史の命を受けた
高澄を中心として、漢人がこのように進出する反面、高歡配下の北人武將は、梁を邀擊したあと、引きつづいて、天たひ修史の命を受けた
たび修皮の命を受けた。
たひ値皮の命を受けた。
系の整備の必要性についても、決意するところがあつたと思われる。武定二年(五四四)、魏收は、中書侍郞を兼ね、ふ
ぜられたのは、その歸國の直後のことである。魏書の構想は、具體的にこのときから練られたというべく、混亂した家
海の王昕とともに梁に使し、親しく南朝の社會制度をみてかえつた。崔暹の推薦により、高澄から國史を修めるよう命
魏收は、さきに主簿にあげられながら、高歡に疎んぜられて、高澄に接近していた。そして、興和元年(五四〇)、北
を昻め、漢人の内政面への進出をうながすとともに、東魏の方向を示しはじめたといえよう。
との抗爭に多忙となつて、内治と對南朝策とに意を用いるいとまがなかつた。その南朝との外交の成功は、漢人の地位
な模倣が行われるのである。この新たな動きは、高澄を中心とする支流であつたが、一方で北人の武將は、西魏、柔然
このように梁への通好使を端緒として、漢人貴族の活躍の分野が生まれ、その門地が公認され、南朝貴族制の積極的

 御通、曹專家弟(趙彥公珠)、震定州長史、後吾兵(高澄)開応認識、及遷五丞史部貞,吾不能救。諸君愼之。(北齊書卷三十三
は、「「「「「」」」」。 「」」、 「」、 「
から、その威名を盛んにして、内外に畏服されざるなしとの力の大きいことを述べて、いよいよその信任をたかめ、、朝廷豈無法官、而天下貪婪、莫肯糾劾。中尉、盡心爲國、、朝廷豈無法官、而天下貪婪、莫肯糾劾。中尉、盡心爲國、為」、當官正色、今始見之。 (帶) 書事家弟(趙彥公珝)、魚定州長吏、後吾兵(高澄)開府、
の力の大きいことを述べて、いよいよその信任をたかめ、、朝廷豈無法官、而天下貪婪、莫肯糾劾。中尉、盡心爲國其人。當官正色、今始見之。 (帮) (特) (特) (特) (特) (時) (時) (時) (時) (時) (時) (時) (時) (時) (時
良馬を與え、また、孝靜帝は崔暹の行為を稱賛して、高歡其人。當官正色、今始見之。(傳)())())())())())())())())())())())())(
其人。當官正色、今始見之。 、朝廷豈無法官、而天下貪婪、莫肯糾劾。中尉、盡心爲國、のちに崔暹には、その手を握つて勞をねぎらいながら、 傳) (傳) 書事家弟(趙彥公珝)為定州長吏。後吾兵(高澄)開府
、朝廷豈無法官、而天下貪婪、莫肯糾劾。中尉、盡心爲國、のちに崔暹には、その手を握つて勞をねぎらいながら、傳) 料劾咸陽王、司馬令。並是吾對門布衣之舊尊貴、親昵無過。
のちに崔暹には、その手を握つて勞をねぎらいながら、傳) (傳)
劾咸陽王、司馬令。並是吾對門布衣之舊尊貴、親昵無過。 "
(趙彥公政)魚定州長史、後吾庁(高澄)開府
庇えない狀況にある。そして、鄴の諸貴に書して
高歡は、當惑して行過ぎをたしなめたものの、高澄の支援する彈劾にたいしては、もはや自身の支持者を無條件には
め、高澄もまた、これらにたいして嚴格な處分をくだした。
令司馬子如、尚書元羨、雍州刺史慕容獻ら、また太師咸陽王担、幷州刺史可朱渾道元らの不正を彈劾する罪狀は筆を極
史 學 第三十四卷 第三・四號 (三一六) 六二

魏書成立期の政局

•

(三七) 大三

八年五月戊午を期して、革命あらんことを執拗に勸め、	た。その部下の徐之才、宋景業、高徳政らが中心となり、翌武定八年五月戊午
計畫は坐折せず、次第の齋王の高洋が積極的に擁立され	これは、まぎわに高澄が不慮の死をとげて失敗した。しかし、計
晉陽において、魏の禪を高澄に讓らせようと謀議した。	武定七年(五四九)八月、崔暹、楊愔、陳元康、崔季舒は、晉
	ながら、二勢力の抗爭の手段として實現されるのである。
せなかつたこの大業は、むしろ支配力は弱體化してい	めに、禪讓革命を强行させることになる。高歡が念願しつつも果せなかつたこ
存在であった。これが、支配階級の地位を獲得するた	すなわち、崔暹、崔季舒、陳元康ら漢人は、なお側近としての存在であつた
	高官を占めている。
二太、三公、錄尙書事、尙書令、中書監、左右僕射の	丙辰の移動では、引きつづいて高歡以來の北人の功臣が、三師、二太、三公、
に謝せんとしたほどである。したがつて、この年五月	高澄も、北人の支持力の重大性に氣づいて、崔暹を殺して諸將に謝せんとし
	肉つたのであろう。
のも、漢人の勢力に據つてたつ高澄を、ことさらに皮	て、前節に述べたような情勢によるものである。鮮卑小兒というのも、
、この外叛は、單に若い高澄を輕 んじ たの では なく	と公言していたが、その時期が早くも到來したのである。しかし、
	王(高歡)無、吾、不能與鮮卑小兒共事。(北史卷六一神武紀)
	まず、侯景が叛いて西魏に歸した。侯景はかねて、
東魏の支配勢力には、當然の變動がおこるのである。	武定五年(五四七)正月、高歡が死んで、高澄が丞相になると、
(三一八) 六四	史 學 第三十四卷 第三·四號

(三一九) 六五	魏書成立期の政局
ある。杜弼、高德政が、國を治めるには、よろしく漢人を用いて鮮卑を除くように	魏以來の北人勳臣の後退となるのである。
の對外發展が、漢人官僚の進出をうながし、南北朝の統一の野望を抱かせるとともに、東の對外發展が、漢人官僚の進出をうながし、南北朝の統一の野望を抱かせるとともに、東	いることである。そして、この對外
このような情勢を反映して、文武の諸官が漢人と北人とに、かなり明確に分擔されて	北齊初期の官僚構成の特徴は、こ
、柔然、山胡などの諸民族の攻撃も行われた。	に進んでいる。さらに、契丹、突厥、
戰力ははるかにまさり、東魏時代の失地を回復して、河南は洛陽から河北は平陽の線	西魏とは、一進一退はあつたが、戰
武帝を失つて崩潰の危機に直面していたので、これに乘じ、ほぼ淮南の地を收めた。	展をみせた。梁は、侯景の亂に、武
愔の政治がたたえられている。對外的にも、文宣帝みずから軍を卒いて轉戰し、發	をえて物議もおこらなかつたと、楊愔
は、文宣帝の暴虐にもかかわらず、内外は清謐に、朝野は安定し、みなそのところ	北齊天保年間(五五〇~五五九)
意欲である。	定して百代の典式を整えようとする意欲である。
律、北齊令の編纂に着手している。この一連の動向に注目されることは、天下を平	改訂されるとともに、恒久的な北齊律、北齊令の編纂に着手している。
急がれる。まず、諸王の封爵、百官の封祿が制定された。法令も、新しい麟趾格に	ただちに、新王朝の機構の整備が急がれる。まず、
中書令となった魏收であった。	徳政、崔㥄、徐之才らに、まもなく中書令となつた魏收であつ
として、朝政を委ねられた。これを助けたのが、中書監邪邵、中書令杜弼、侍中高	信任があつく、あるいは尚書右僕射として、朝政を委ねられた。こ
官界の第一線に進出し、ほぼ内政を掌握する。史部尚書の楊愔は、とくに文宣帝の	新王朝の創設に成功して、漢人は官界の第
才であつた。魏收も、九錫、禪譲、勸進の諸文を書いて協力している。	ならない。ときに、文宣帝は二十二才であつ
位についた高洋こそ、魏書の編纂にあたつて魏收を庇いつづけた顯祖文宣帝にほか	齊に授受された。こうして北齊の帝位につ
楊愔、邢邵らがすすんで禪讓の儀注を議し、政權は、名實ともに東魏から高氏の北	鄴の北人官僚の反對をおしきつて、楊愔、

.

> 薛帝、2c日、また目蜀臣、可夏こうま、国民寺。) 魏書卷七孝武帝紀下太和十九年六月。
(11) 卷三十安同、宿石、閭大肥、車位洛の洛傳。なお、わずかに例外もあるが、これらが魏書の補綴の資料にもなろう。
(10) 外戚傳は缺けて、北史などから補われているが、この部分は魏書の原文どおりであると考えられる。
である。
ほかに范陽の盧玄、趙郡の李靈、博陵の崔綽で、北齊初期には、この盧、高、李、崔の四氏が四姓に相當する存在であつたよう
(9) 魏書卷四太武帝紀上、周一良・魏收的史學(燕京學報・一八・一九三五年)一三六頁。
(8) 魏書卷十三后妃文成元皇后李氏傳、卷六十五李平傳、卷六十六李崇傳、卷八十三外戚上李峻傳、北史卷四十三李崇傳附李庶傳。
(7) 魏書卷三十八王慧龍傳、北史魏收傳。
(北史魏收傳)
(6) 臣父、仕魏、位至儀同、功業顯著、名聞天下。與收無親、遂不立傳。博陵崔綽、位至本郡功曹、更無事迹。是收外親、乃為首傳。
ついては稿を改めよう。
(5) 一家一傳とすれば、ここに指摘する一卷內、または一傳內の構成のほかに、列傳全卷の構成が重要な意味を含むが、この問題に
(4) 趙翼・陔餘叢考卷七・魏書蕪冗處。
(3) 內田吟風・魏書の成立に就いて(東洋史研究・二―七・一九三七年)など。
(2) 宮川尚志・六朝時代の史學(東洋史研究・五一六・一九四〇年)。
(1) 岡崎文夫・支那史學思想の發達(岩波講座東洋思潮・一九三六年)。
註
門の潤色も、むしろ當然なのである。この書は、この期をおいて成立しなかつたであろう、と結論するゆえんである。
魏書列傳の特殊な構成も、その家譜の要素も、あるいは楊愔、高德政、徐子才らこの期の中心的存在の漢人官僚の家

(|||| | | |)六七

魏書成立期の政局

20 20			19	$\widehat{18}$ $\widehat{17}$	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
德政死後、顯祖 「一一月	五年八月 太保、錄尚書事高隆之、誅死。四月六月 太宰庫狄干、死去。三月 司空司馬子如、冤官。五年死去。天保二年二月 太尉彭樂、誅死。	七年四月(尚書左僕射慕容紹宗、戰死。	五手 大司馬村景、花生。) たとえば、李延壽は、北史卷七齊本紀中の孝昭帝紀に、孝昭帝は實に兼併の志を抱いていた、という。當時の狀勢は、この世紀) 顔之推・顔氏家訓・慕賢篇第六。 學術振興會)。)宮川尙志・禪譲による王朝革命の研究・第十節・東魏の孝靜帝→北齊の文宣帝(高洋)の場合(六朝史研究・一九五六年・日本)北史卷四十三李崇傳附李諧傳。	rta